

## 元気うわじまサポートバンク実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、元気うわじまサポートバンク(以下「サポートバンク」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 サポートバンクは、次に掲げる事項を目的として実施する。

(1)市民のマンパワーによる主体的な健康づくり・食育推進を図るために、地域の優れた知識や経験、技能を有する個人や団体を登録し、学校や教育関係機関・団体、市民の各種学習グループ等が食育活動を行う際に必要とする人材に関する情報を提供する。

### (運営の主体)

第3条 サポートバンクの運営は、宇和島市保険健康課(以下「事務局」という。)が行う。

### (業務内容)

第4条 事務局は次の事業を行う。

- (1) 個人・団体の登録、変更及び取消しに関すること
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること
- (3) 登録者の連絡会に関すること
- (4) その他、サポートバンクについて必要なこと

### (登録の分野、対象及び資格)

第5条 登録の分野は、「健康づくり推進」及び「食育推進」に関するあらゆる分野とする。

- (1) 健康づくり
- (2) 食品の生産・加工・流通
- (3) 地産地消と食文化の伝承
- (4) 健康づくりへの支援

2 サポートバンクに登録する対象は、健康づくり及び食育についての理解やボランティアへの熱意を持ち、持てる知識や経験、技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体とし、国籍及び住所等は問わない。

但し、次に該当する事項が認められる場合には、登録を認めない。

- (1) 健康づくり及び食育活動を支援する目的でない場合
- (2) 営利性が特に強い場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 虚偽、正確でない場合
- (5) その他不相当と認められる場合

### (登録の方法)

第6条 サポートバンクへの登録は下記のとおり行う。

- (1) 事務局は、登録申込書（別記様式①）が提出された場合、内容を審査の上登録を決定し、登録証を交付する。
- (2) サポートバンクに登録した者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局は登録内容の変更を行う。

### (登録の取消)

第7条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録解除届（様式③）の提出及び登録解除の申し出があったとき、事務局が登録者が活動できないと判断したとき、登録を取り消す。また、第5条但書の各号のいずれかに該当する行為があった場合には、登録を削除することができる。
- (2) 登録を取り消す時には、登録証を事務局に返却する。

### (サポートバンクの公表)

第8条 登録者の氏名及び団体名並びに活動分野等は、原則として公表する。ただし、登録者本人の申し出があった場合は、この限りではない。

- (1) 登録者情報のうち、原則として、個人の住所及び電話番号等はWEB上では公開しない。また、営利に関わる情報（店舗名など）についてもWEB上では公開しない。

### (サポートバンクの利用)

第9条 サポートバンクを利用できる者は、市内在住、在勤若しくは在学の個人又は市内で活動している団体とする。

サポートバンク利用申し込みの手続きは下記のとおりとする。

- (1) 食育活動を行う団体の代表者（以下「依頼者」という。）は、活動内容に適した講師紹介を、事務局に利用申込書（様式②）を提出して依頼する。
- (2) 事務局は、依頼内容に適合した登録者を選び、本人に承諾を得たうえで依頼者へ紹介する。
- (3) 依頼者は、紹介された登録者と連絡し、活動の具体的な内容等の打ち合わせを行う。
- (4) 活動終了後、依頼者は「依頼者報告書」（様式④）、登録者は「登録者アンケート」（様式⑤）に記入し、事務局へ提出する。

### (経費の負担)

第10条 活動に要する経費は、依頼者の負担とする。

### (事故)

第11条 依頼者及び登録者は、事前に打ち合わせを行い、効果的な指導・支援活動を心がける。また、依頼者は、参加者の健康管理や事故防止に十分留意する。